

可児市農業委員会第6回農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年6月5日(月)午後1時30分から3時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 仙石 廣男
欠席委員	菱川 幸夫
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第31号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第32号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第33号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第34号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第35号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について
議長	平成29年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は、8番菱川幸夫委員の1名であり、只今の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、これより平成29年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。本日の署名委員は議長において、1番奥村武司委員、2番生田信昭委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第31号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転1件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の二野の方と、譲受人の二野の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。 土地の概要は、二野字古井、地目は、畑で、面積は29㎡、農振区域内の農用地区域外の農地です。

譲受人は、申請地の隣接地で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は3,882㎡となります。

受付番号1の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から発言をお願いします。1番二野をお願いします。

奥村(武)委員 受付番号1について1番奥村が報告します。

議長 譲受人は、申請地の北隣地で耕作しており、申請地を取得すれば、南側道路からの出入りが可能になるということで申請されたと思います。問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 日程第2、議案第31号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第32号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の下切の方が、太陽光発電施設を設置する敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字脇田外1筆、地目は畑で面積は合計154㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、一体利用地を含む申請地の北側は宅地、東側は雑種地、南側は田、雑種地及び墓地、西側は道路となっており、許可後180日間までの計画としての申請です。

転用事由としまして、太陽光発電施設を設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の1団農地であることから第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣接者の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号2の案件は、申請人の塩の方が、一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字宮下、地目は、田で、面積は8.85㎡、申請地の北東側は用悪水路、北西側は所有者の宅地、南側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、一般個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、農振区域内の農用地区域外の農地で宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号3の案件は、申請人の今渡の方が、貸家3棟を建築するため転用許可を求めたものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は、畑で、面積は437㎡です。第1種住居地域内の農地で、申請地の北側は道路、西側は宅地、南東側は水路となっており、平成29年7月1日から平成29年11月15日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、貸家3棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は北側の道路側溝、上下水道は前面の道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1番下切をお願いします。

吉田委員 受付番号1について3番吉田が報告します。

先ほど事務局からも説明がありましたが、太陽光発電施設を設置するという申請です。問題ないと思いま。

引き続き受付番号2について報告します。

既に宅地として利用していた土地の許可を求める申請です。始末書も添付されており、問題ないと思いま。

議長 ご苦労さまでした。3番今渡をお願いします。

大澤委員 受付番号3について12番大澤が報告します。

第1種住居地域に指定された所で、隣地に農地は接続されておりません。問題ないと思いま。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第3、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第33号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転8件、使用貸借権の設定2件、賃貸借権の設定1件、合計11件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅1棟を建築するため転用許可を求めます。

土地の概要は、広見字田尻裏、地目は田、地積は、69㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は一体利用する宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が、分譲住宅1棟を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路の埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

受付番号2の案件は、譲渡人の多治見市の方と、譲受人の東京都西東京市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅3棟を建築するため転用許可を求めます。

土地の概要は、広見字木ノ本、地目は畑、地積は、82㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は宅地、南側は一体利用する宅地、北側は畑となっており、平成29年7月10日から平成29年12月10日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅3棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、農振区域内の農用地区域外の農地で宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一团農地となっていることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣接者の同意書は添付されており、雨水排水は一体利用地を通過し南側の側溝へ、上下水道は南側道路から整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。

受付番号3の案件は、譲渡人の中恵土の方と、譲受人の名古屋市瑞穂区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅2棟を建築するため転用許可を求めます。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑、地積は、984.81㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は畑、南側は道路、北側は畑となっており、許可後9ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、かわい幼稚園まで460m、やまもと整形外科クリニックまで550mあることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣接者の同意書は添付されており、雨水排水は一体利用地を通過し南側の道路側溝へ、上下水道は南側道路から整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号4の案件は、賃貸人の柿田の方と、賃借人の恵那市の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が店舗駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、柿田字細池、地目は田、地積は、650 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は賃貸人の田、西側は一体利用する宅地、南側は田、北側は賃貸人の田となっており、許可後9ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人が店舗駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所広見東連絡所から490mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は土地改良排水に放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号5の案件は、譲渡人の光陽台の方と、譲受人の久々利の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が建設業倉庫を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字北町、地目は田、地積は211 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は畑、南側は道路沿いの水路敷、北側は購入し一体利用する水路となっており、許可後3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が建設業倉庫を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所久々利連絡所から510mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに資材置き場として利用しており、始末書が添付されています。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号6の案件は、譲渡人の大森の方2名と、譲受人の東京都板橋区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が学校グラウンドを整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字藤藪外1筆、地目は田、地積は、合計で1,412 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は用悪水路、西側は道路、南側は田、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、学校グラウンドを整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、大森字藤藪が、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一团農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地。大森字藤藪は、帝京大学可児小学校から280m、帝京大学可児中学校から280mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書に関する経緯書が添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

受付番号7の案件は、譲渡人の下切の方と、譲受人のみずぎヶ丘の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が造園業資材置場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞の一部、地目は田、地積は、330 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は譲渡人の畑、南側は水路、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が造園業資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、貸渡人の室原の方と、借受人の愛知県丹羽郡扶桑町の方との間における使用貸借の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字中の一部、地目は田、地積は380 m²、農振地域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路に隣接した水路、西側は貸渡人の田、南側は道路に隣接した水路、北側は田となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、農地の一団が10ha以上の区域内にある農地となっていることから、立地基準判定は第1種農地と判断され不許可となってしまいますが、「周辺住民の日常生活・業務上必要な施設、集落接続で設置」の第1種農地の不許可の例外の許可基準に該当するものと判断され許可できるものと思われます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書は添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件として、畑地転換等指導要綱第3条第2項の規定による、水田の盛土の届出書が提出されております。

受付番号9の案件は、取下げになっております。

受付番号10の案件は、譲渡人の下恵土と大森の方と、譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅1棟を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉外3筆、地目は畑、地積は、合計で383.2 m²、準工業地域の農地で、申請地の東側は宅地、西側は山林、南側は道路、北側は畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、南東側の土地と一体利用して一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、貸渡人の方と、借受人の愛知県江南市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南一丁目、地目は畑、地積は 327 m²、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 2 種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

受付番号 12 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が 4 区画に宅地分譲するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上之畑、地目は畑、地積は、124 m²、農振区域外の農用地区域外の農地で、申請地の東側は一体利用する雑種地、西側は道路と宅地、南側は畑、北側は事業計画変更の同時申請により一体利用する畑となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が、4 区画に宅地分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、関連案件のとして、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請 受付番号 1 が同時提出されており、本案件と一体利用して 4 区画に宅地分譲をします。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1 番 2 番広見をお願いします。

可児(隆)委員

受付番号 1、2 について 5 番可児が報告します。

受付番号 1 ですが、袋地になっていて隣接宅地と一体利用するというので、問題ないと思います。

続きまして受付番号 2 ですが、これも袋地部分で隣接宅地と一体利用して、分譲住宅 3 棟を建築するというので、問題ないと思います。

議長

ご苦労さまでした。3 番中恵土をお願いします。

山田委員

受付番号 3 について 7 番山田が報告します。

雨水排水は道路側溝へ、農業用水への影響はないと思われま。問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。4 番柿田お願いします。
 渡 邊 委 員 受付番号 4 について 14 番渡邊が報告します。
 雨水排水は土地改良排水、上下水道につきましては接続不要、農業用水への影響につ
 きましては、下側の田については排水路を設けて南側の排水路に流すということで、問
 題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。5 番久々利お願いします。
 仙 石 委 員 受付番号 5 について 19 番仙石が報告します。
 隣接作業場と一体利用して建設業倉庫を建築するというのですが、既に農地以外に
 転用されており始末書が添付されております。隣地同意書もあり、また農業用水への影
 響はありません。問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。6 番大森お願いします。
 可児(す)委員 受付番号 6 について 15 番可児が報告します。
 多目的グラウンドを整備するという申請です。隣地同意書に関する経緯書が添付されて
 おります。問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。7 番下切お願いします。
 生 田 委 員 受付番号 7 について 2 番生田が報告します。
 申請地の地目は田ですが現況は畑でしたが、作物は作ってみえませぬ。資材置場、車
 庫等を整備するという事です。隣接地には田んぼは作られておりませぬのでの農業用
 水への影響はありません。

議 長 受付番号 8 番お願いします。
 生 田 委 員 続きまして受付番号 8 について報告します。
 母の所有地に子が一般個人住宅を建築するという申請です。事務局から説明がありま
 したが、水田の盛土の届出書が提出されています。土地改良の同意もあり、問題ない
 と思います。

議 長 ご苦労さまでした。10 番 11 番お願いします。
 可児(勉)委員 受付番号 10、11 について 17 番可児が報告します。
 受付番号 10 ですが、分譲住宅を建築するという申請です。現在この辺一体は住宅地
 に変わっております。農地への影響もなく、問題ないと思います。先ほど事務局から説
 明があつたとおりです。
 続きまして受付番号 11 番ですが、住居専用地域に一般個人住宅を建築するとい
 うことで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。12 番今渡お願いします。
 大 澤 委 員 受付番号 12 について 12 番大澤が報告します。
 申請地は第 1 種住居地域で周りは宅地化されたところですので、問題ないと思
 います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意
 見、ご質問等はございませぬか。

小 池 委 員 はい。
 議 長 小池委員、どうぞ。
 小 池 委 員 事務局にお伺いします。私は、土地改良区の役員と農業委員と両方やっている関係で、
 5 条、4 条の転用許可申請について、土地改良の同意というところを見ていた訳ですが、
 今回農業委員を離れるということで、土地改良区の役員だけ残っています。土地改良
 の同意というのは本人の申告なのか、事務局で土地改良区に照会をして同意が必要なもの

か、そうでないものかを判別されているのかを、お伺いしたい。

議 長 事務局、お願いします。

事 務 局 事務局から土地改良区に確認を行っております。

小 池 委 員 私のほうは、可児土地改良区の管内ですが、そちらの事務局に確認を行っているとい
うことですね。

事 務 局 はい、そうです。

議 長 小池委員、よろしいですか。

小 池 委 員 はい。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 4、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移
転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達するこ
とに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 5、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申
請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 34 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、
説明させていただきます。今回は 1 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、当初計画者は、5 条許可後に事務所・倉庫を建築し利用してい
ましたが、15 年前に事業を閉鎖し現在に至っています。承継者は、申請地に隣接する雑
種地及び 5 条同時申請の畑と一体利用して、4 区画に宅地分譲する計画に変更すること
について承認を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上ノ畑、地目は畑、地積は、66 m²、第 1 種住居地域内の農地で、
申請地の東側は雑種地、西側は道路、南側は一体利用する田、北側は道路となっており、
許可後 6 ケ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、当初計画者は、5 条許可後に事務所・倉庫を建築し利用して
いましたが、15 年前に事業を閉鎖し現在に至っています。承継者は、申請地に隣接する
雑種地及び畑と一体利用して、4 区画に宅地分譲する計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種
農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水
への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

なお、関連案件として、農地法第 5 条第 1 項 受付番号 12 が同時提出されており、
本案件と一体利用して 4 区画に宅地分譲をします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の発言を
お願いします。1 番今渡をお願いします。

大 澤 委 員 受付番号 1 について 12 番大澤が報告します。

5 条受付番号 12 と一体利用するという事務局から説明があったとおりです。地目変更をしてなかったために今回事業変更の申請をするのみです。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 5、議案第 34 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 6、議案第 35 号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 35 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は 1 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、東帷子の方が所有する田です。

土地の概要は、東帷子字堂ノ下洞外 2 筆、地目は田と畑、面積は合計 410 m²です。昭和 42 年及び昭和 49 年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。

今回、非農地申請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の発言をお願いします。

勝野委員 受付番号 1 について 16 番勝野が報告します。

3 箇所申請が出ています。そのうちの 1 筆には昭和 42 年頃、親が建築した住宅が建っており現在に至ります。今回建替える際に地目変更がなされてなかったということが分かり、非農地申請されました。同時に一体利用している土地を確認したところ、外 2 筆も非農地の状況だったということで、3 筆同時に申請されました。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 6 議案第 35 号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、本案件については、これを証明し、県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、県に進達することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 29 年第 6 回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
届出者なし
2. 農業委員の議会承認について
3. 隣地者の同意書について
4. 農地法第5条違反について
5. 今後の日程
現地確認 6月30日(金)
7月総会 7月5日(水) 午後3時30分から